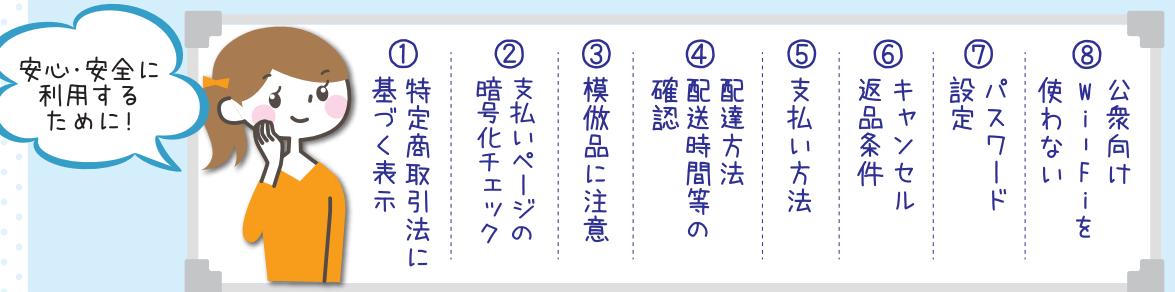


ネット取引での チェックポイント

- 事業者のネットでの評判をうのみにせず、事業者名、所在地、連絡先など「特定商取引法に基づく表示」が記載されているか、支払いページが暗号化されているかなどをしっかりと確認しましょう。
- 一般に流通している価格よりも大幅に安く販売されている場合などは、購入する商品が模倣品でないか十分に注意しましょう。
- 配送方法や配達期間がどの程度かかるかなどを確認しておきましょう。
- 支払い方法が銀行振り込みのみで個人名義の口座の場合や、電子マネーやプリペイドカードでの支払いの場合は注意しましょう。
- サイズ違い・色違いなどのトラブルに備え、キャンセル・返品条件などは購入前に必ず確認しましょう。
- インターネット取引でのパスワードは推測されにくいものにするとともに、ほかのサイトでの使いまわしはやめましょう。
- Wi-Fiを使うときは、通信内容が他の人に盗み見られる可能性があります。公衆向けのWi-Fiを使用しての取引は避けるとともに、できればWi-Fiに対応できるセキュリティソフトを使用しましょう。



◆困ったときは、最寄の消費生活センターに相談しましょう。

消費者ホットライン

★お住まいの地域の消費生活センターや消費生活相談窓口につながります。

い ゃ ゃ!
TEL(局番なし) 188 泣き寝入り!

福岡県消費生活センター

TEL 092-632-0999

(相談時間) 月~金 9:00~16:30 日曜 10:00~16:00(電話相談のみ)

※土曜・祝日はお休みです。

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町 13-50 福岡県吉塚合同庁舎 1階

ネットトラブル 多発中!

ネットでの取引は、
契約内容をよく理解して行いましょう！



そのネットだいじょうぶ?

①通信販売

ニセモノが届いた！商品が届かない！

外国語で連絡がきて交渉ができない！

お試しのつもりが長期の定期購入に！



インターネットサイトで人気のブランド品を購入したが、商品が届かない、または、まったく違う商品や模倣品が届いた。販売サイトには相手の連絡先がメールしか記載してなく、メールしても返事がない。

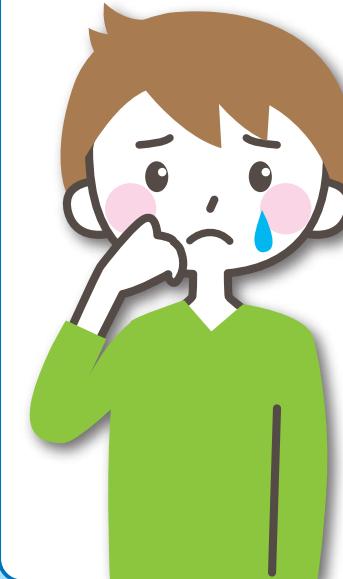
※通信販売にクーリング・オフ制度はありません。

SPEAK ENGLISH!

海外事業者との取引



安値、もしくは無料のお試しで商品を申し込むと、実は長期間の定期購入になっている。



②SNS - サクラサイト -

高額なポイントを購入するがタレントに全く会えない！

無料SNSサイトで、有名タレントをかたる偽者(サクラ)からメッセージが届き、「相談に乗って欲しい」と別のサイトに誘導された。メッセージの相手はタレント本人と思い込んでしまい、そのサイトで頻繁にメール交換した結果、高額な利用料を請求された。

③仕事・投資あっせん

お金が振り込まれない！
仕事の連絡が来ない！



「自宅で簡単にできる高収入の仕事」などと説いて、高額な登録料や仕事のための受講料を支払わせるが、実際の仕事はほとんど来ない。

「会員を増やすば高収入が得られる」などとマルチ商法を勧説されることもある。

「簡単に儲かる」と言われ、海外のサイトで為替取引を始めてみた。利益は出ているようだが、業者に出金を求めるに応じてもらえない。

④オンラインゲーム - 高額な課金 -

無料のつもりが高額請求！



基本プランが無料のオンラインゲームで遊んでいるうちに、ついつい有料のアイテムを多数購入してしまい、カード会社から高額な請求が届いた。

⑤スマホ - なりすまし、名義貸し -

SNSアカウントを乗っ取られた

電話会社から30万の請求書が！



SNS経由で友人になりました犯人に、SNSの登録情報を教えてしまい、アカウントを乗っ取られて、登録していたクレジットカードで高額な買い物をされた。

契約するだけでお金がもらえる話だったのに…



「スマホ契約の名義だけ貸してくれれば報酬を支払う。通信料金は当社が払うので心配ない。」と言われてスマホを契約し、宅急便で送った。後日、電話会社から高額な請求書が送られてきたが、相手とは連絡がつかない。

コラム①

39万
8,000円
未払い
です！

電子マネーで払わせる架空請求

突然、携帯電話に「有料動画の未納料金が発生しています。本日中に連絡がなければ、法的手続きに移行します。」という内容のメールが届いたため、メールに記載された電話番号に電話したところ、受付センターを名乗る男から「39万8,000円未払いになっています。支払いをしなければ、裁判になります。半分の20万円を支払えば、救済措置が受けられます。支払いは電子マネーカードを買ってください。」等と言われ、コンビニエンスストアで電子マネーカード20万円を購入して、相手にカード番号を伝え、電子マネー利用権をだまし取られた。



コラム②

39万
8,000円
未払い
です！

架空請求(ワンクリック)+2次被害

インターネットの利用中、アダルトサイトの登録画面が表示され、料金を請求された。自分で問題を解決しようと、ネットで調べた業者に相談したところ、依頼料として5万4,000円を請求された。

あとで調べると、公的機関ではなく探偵業者であり、問題はほとんど解決しなかった。

